

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

環境影響評価法等に基づく環境影響評価方法書についての意見

関西電力株式会社の（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法及び電気事業法に基づく意見は下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価方法書に記載されている計画内容は、新設造成を行う道路の位置や風力発電機の設置位置が未定であることから、風力発電機、変電所、接続道路等の関係設備の位置、規模、構造等について、環境影響が最大限、回避又は低減されるように検討を行い、それらの検討事項及び結果、その判断に至った経緯について詳細に環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (2) 本事業においては、風力発電施設間を結ぶ道路を新設造成するなど地形の改変面積が大きいことから、地形の改変箇所の決定にあたっては、地形の改変面積を最大限小さくし、環境への負荷を低減するよう検討すること。なお、工事の影響については、事前の調査をもとに慎重に検討すること。
- (3) 2の個別的事項の内容について、専門家等の指導・助言を参考に、事業特性や地域特性及び最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を行うこと。
また、その結果に基づき、事業の実施による環境影響を最大限、回避又は低減するよう環境保全措置の検討を行い、その検討の経緯を含めて具体的に準備書に記載すること。
さらに、環境影響評価の結果により、工事中のモニタリングや事後調査が必要な項目については準備書に記載すること。
- (4) 対象事業実施区域に隣接して、他の事業者による風力発電所事業の環境影響評価手続が行われており、この事業との複合的・累積的影響について、他事業者と情報共有するなどして、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

対象事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が存在していることから、工事の実施（工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働）等により周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないように、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音及び振動等

ア 事業の実施に伴い発生する騒音及び振動については、工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働等を含め、周辺住民の生活に影響が及ばないように、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行うこと。また、準備書には騒音及び振動が与える影響について検討した経緯を記載するとともに、影響が予測される場所については必要な環境保全措置を講ずること。なお、影響がないと判断する場合には、その理由も詳細に記載すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、静穏な地域であることを踏まえ、施設の稼働による騒音の評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）の考え方を踏まえ、季節に留意しながら調査、予測を行い、風力発電設備の機種や適正な配置の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価を行うこと。

(3) 水環境

工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している集中豪雨の傾向を十分に踏まえ検討すること。

(4) 風車の影

施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については、風力発電設備の機種、適正な配置の検討を含めて、十分に調査、予測及び評価すること。

(5) 動植物及び生態系

ア 哺乳類及び爬虫類の注目すべき生息地の全部又は一部が事業実施想定区域と重なっていることから、これらの動物の生息状況を現地調査等により十分把握し、専門家等からの助言を踏まえ、予測及び評価すること。

イ 動物相(哺乳類)の調査にあたっては、特に土地改変や樹木の伐採の可能性のある場所の動物相の現状を十分把握できるようにセンサーカメラの設置や調査ルートを設定するとともに、調査の対象動物にイノシシを含め、事業実施区域内に生息するイノシシ個体群の行動域についての情報収集に努めること。

ウ 既存資料調査等の結果から、事業実施想定区域が渡り鳥（タカ類）の渡りのルートとなっていること、また、生息地が存在している可能性があることから、風力発

電施設への衝突事故等による影響を回避するため、施設の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）、「サシバの保護の進め方」（平成25年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

また、夜間に渡りを行う鳥類（小鳥群）の風力発電施設への衝突の回避に向けて、これらの夜間の飛翔状況を可能な限り把握し、その影響を適切に予測及び評価すること。

エ 風車配置想定範囲のほとんどが森林であり、既存資料調査では森林を生育環境とする重要な種の生育の可能性もあることから、調査の結果、重要な植物種が確認された場合、資材の搬入ルートや風力発電施設等の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、予測及び評価を実施するとともに、工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を最小限とすること。

オ 植物相及び群落の調査については、土地改変や樹木の伐採の可能性のある場所を網羅するように調査ルートを設定するとともに、土地改変や樹木の伐採に伴う表土の移動や裸地化の対策等に使用する植物の種の選別にあたっては、事業実施想定区域周辺の植生に配慮すること。

（6）景観

調査地域は対象事業実施区域から5kmの範囲を想定としているが、大分市及び臼杵市の景観計画においては、市域全体が対象地区となることを踏まえ、両市の関係機関と十分協議の上、調査地点の追加を検討するとともに、両市の景観形成ガイドラインが求める眺望点及び景観資源への影響に関する評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

また、景観への配慮にあたっては、人間の視距離に近いフォトモンタージュ等を作成するなど、わかりやすい情報提供や住民等の意見を引き出しやすくするための工夫を行うこと。

（7）人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域内に「縦ノ木山セラピーロード」の一部が含まれることから、地域住民からの意見を踏まえて、その状態及び利用状況に関する調査及び予測を行い、事業の実施による影響を評価するとともに、必要に応じて環境保全措置を講ずること。